

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた
学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について
審議のまとめ（案）

はじめに

第 1 章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第 1 節 教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

1. 社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況等
2. 学校と地域の連携・協働の必要性

第 2 節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

1. これからの学校と地域の連携・協働の姿
2. 学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築
3. 学校と地域の連携・協働を推進するための体制整備

第 2 章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第 1 節 コミュニティ・スクールの意義・理念等

1. コミュニティ・スクールの意義・理念
2. コミュニティ・スクールの現状等

第 2 節 これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方について

1. コミュニティ・スクールの仕組みの基本的方向性
2. コミュニティ・スクールの仕組みの必置の検討について

第 3 節 コミュニティ・スクールの総合的な推進方策について

1. コミュニティ・スクールの拡大・充実のための推進方策
2. 都道府県・市町村の役割と推進方策

第 3 章 地域の教育力の充実とそのための地域における学校との協働体制の在り方について

第 1 節 地域における学校との連携・協働の意義について

1. 地域の教育力に関する課題
2. 地域の教育力の充実のために学校と連携・協働することの意義

第 2 節 地域における学校との連携・協働の現状等について

1. これまでの地域における学校との連携・協働の現状
2. 地域における学校との連携・協働の課題

第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性について

1. 地域における学校との協働体制の目指す姿
2. 地域における学校との協働体制の整備の方向性

第4節 地域における学校との協働のための取組の推進について

1. 地域における学校との協働のための体制の整備
2. 地域における学校との協働による活動の充実

第5節 国、都道府県、市町村による推進方策について

第4章 コミュニティ・スクールと地域における学校との協働体制の効果的な連携・協働の在り方について

はじめに

○平成27年4月14日に文部科学大臣より中央教育審議会に対し、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」の諮問が行われた。諮問においては、社会情勢の変化や教育改革の動向等を踏まえた、今後のコミュニティ・スクールの在り方や、今後全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための総合的な方策、学校と地域をつなぐコーディネーターの配置のための方策、地域の人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となる仕組みづくり等について審議が要請された。

○これらのうち、コミュニティ・スクールに関わる事項に関して専門的な審議を深めるため、初等中等教育分科会の下に「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」が設置され、地域における学校との協働体制の在り方に関わる事項に関して専門的な審議を深めるため、生涯学習分科会の下に「学校地域協働部会」が設置された。

○両部会は、平成27年4月に設置されて以来、文部科学省が実施した実態調査の結果の分析や関係者からのヒアリングを踏まえつつ、必要に応じて合同審議を行うなど緊密な連携を図りながら、学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策に関し、集中的な審議を行ってきた。

○この審議のまとめ（案）は、諮問事項のうち各部会の所掌に属する事柄について、これまでに出了された意見や各種データその他審議の参考となった資料等をもとに、初等中等教育分科会及び生涯学習分科会への報告案としてまとめるものである。

※第1章及び第4章は両部会で審議、第2章は地域とともにある学校の在り方に関する作業部会、第3章は学校地域協働部会で審議した内容を整理（パブリック・コメントは、第1章から第4章まで統括した上で実施）

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第1節 教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性

1. 社会の動向と子供たちの教育環境を取り巻く状況等

(1) 社会の動向

- 我が国は、現在、急激な少子化・高齢化の中にあり、2030年には、65歳以上の割合は総人口の3分の1に達し、そうすると生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれている。日本全体として、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むことが求められている。
- また、グローバル化や情報化が進展する社会の中で、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことが一層困難になっている。
- さらに、都市化、過疎化の進行や家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会等のつながりや支え合いの希薄化によって、「地域の学校」「地域で育てる子供」という考え方が次第に失われてきたことが指摘されている。教育は、言うまでもなく、単に学校だけで行われるものではない。家庭や地域社会が、教育の場として十分な機能を発揮することなしに、子供の健やかな成長はあり得ない。家庭教育が困難なケースの増加や地域社会の教育力の低下に伴い、子供の教育に関する当事者意識も失われていくことで、学校だけに様々な課題や責任が課される事態になっていないだろうか。家庭や地域社会での教育の充実を図るとともに、社会の幅広い教育機能を活性化していくことは、喫緊の課題となっていると言わなければならない。また、特に地域を巡る状況は、上述の現代的な事情を背景に、国や社会よりも個人生活の充実など個人個人の利益を大切にしている傾向にあり、そのため、互助・共助の意識も希薄なことから、貴重な学びや成長の機会・場が失われ、地域社会の停滞につながる一因となっている。これまで活躍してきた社会教育団体も、活動への参加者が十分集まらず、その役割を十分に果たせていないケースが見られる。
- その一方で、各種の取組を通じて、保護者や地域住民の側に、自ら子供たちに積極的に関わり支援することによって、自分たちの手で学校をよりよくし、子供たちを育てていこうとする意識や志が生まれつつある。また、幾つかの地域では、子供も大人も自らが主体となって地域を活性化する取組に挑戦し、学校を核に、地域全体を「学びの場」と捉え、まち全体の元気を取り戻しつつある。こうした意識の高まりを的確に受け止め、あるいは、一層醸成していくこと等を通じ、かつての地縁を再生するという視点にとどまることなく、新たに地域コミュニティを創り出すという視点に立って、学校と地域の人々、保護者等が力を合わせて子供たちの学びや育ちを支援する地域基盤を再構築していくこと、さらには、こうした取組を広げ、常に社会全体で互いの幸せについて考え、そのために何ができるかを問い、学び続ける社会の形成を進めていくことが課題となっている。
- 家庭を巡る状況としては、核家族や一人親家庭、共働き世帯の増加など、家族形態の

変容やつながりの希薄化等を背景に、生活保護世帯の増加に見られる貧困問題の深刻化、子育ての不安や問題を抱え孤立する保護者の増加、児童虐待相談対応件数の増加など、家庭教育が困難な現状が指摘されており、決してこれらは一部の特別な家庭の問題ではない。

- このほか、昨今、子供が被害者や加害者となる様々な事件が発生しており、地域で家庭や子供を見守り支えることの必要性が指摘されている。こうした観点からも、学校と地域の連携・協働を一層進めることの重要性が増している。

(2) 子供たちの教育環境を取り巻く状況

- 現在、児童生徒数の減少や多様化・複雑化する社会状況の変化等を背景に、小中学校の統廃合や、高等学校の再編・統合が進んでいる。今後少子化の更なる進行により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりの推進が求められている。
- また、地域社会や家庭を巡る問題が深刻化している中、多様な価値観を持った人々との交流や体験の減少などを背景として、子供たちの規範意識や社会性、自尊意識等に対する課題、生活習慣の乱れによる学習意欲や体力・気力の低下の課題等が指摘されている。その一方で、社会貢献への高い意欲や、柔軟で豊かな感性と国際性を備えている一面も見受けられるなど、子供たちは、未来をつくっていく主役として大きな可能性に満ちており、その可能性を最大限引き出し、開花させていくことが求められている。
- 学校を取り巻く環境に目を転じると、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒数等の増加等、多様な児童生徒への対応が必要な状況となっているなど、その環境は複雑化・困難化を極め^{きわ}ており、教員だけで対応することが、質的な面でも量的な面でも難しくなっている。また、子供が自ら課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の充実など、授業革新を図っていくことが求められている。
- このような中、中学校等の教員を対象としたOECD国際教員指導環境調査(TALIS)において、我が国の教員は、課外活動の指導や事務作業に多くの時間を費やし、調査参加国中で勤務時間が最も長いという結果が出るなど、教員の勤務負担の軽減が課題となっている。教員が新たな教育課題に的確に対応し、教員としての本来の職務を着実に遂行していくためには、教員が子供と向き合える時間を確保するとともに、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくことが急務となっている。

(3) 教育改革、地方創生等の動向

(学習指導要領の改訂について)

- 学習指導要領の改訂については、その基本的な方向性について教育課程企画特別部会

で審議が進められ、本年8月に「論点整理」がとりまとめられたところである。ここでは、社会の加速度的な変化の中でも、社会的・職業的に自立した人間として、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持って、蓄積された知識を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問いを立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められるとしている。

- 同部会の論点整理では、これからの教育課程には、社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。

このような「社会に開かれた教育課程」としては、次の点が重要になる。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
 - ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育てていくこと。
 - ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。
- また、各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められている。「社会に開かれた教育課程」という観点からは、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせるなどして、学校内だけではなく、保護者や地域の人々等を巻き込んだ「カリキュラム・マネジメント」を確立していくことが重要であるとされている。
 - さらに、アクティブ・ラーニングの視点に立った学びを推進するためにも、実社会や実生活に関連した課題などを通じて動機付けを行い、子供たちの学びへの興味と努力し続ける意志を喚起することが重要であるとされている。

(高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革)

- 高等学校教育及び大学教育において、義務教育までの成果を確実につなぎ、それぞれの学校段階において「生きる力」「確かな学力」を確実に育み、初等中等教育から高等教育まで一貫した形で、一人一人に育まれた力を更に発展・向上させる観点から、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）を踏まえ、平成27年1月「高大接続改革実行プラン」が公表された。現在、同プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策が検討されている。
- 高校生を地域の活動に積極的に参画させ、地域課題の解決に取り組む学習は、「確か

な学力」を構成する思考力・判断力・表現力等の育成に寄与するとともに、学びへの興味と努力し続ける意志を喚起することにつながると期待される。

(高等学校の特性を踏まえた在り方については第2章第2節2(3)参照)

(チームとしての学校の在り方の検討)

○従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応し、学校組織全体の総合力を一層高めていく必要性から、「チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会」において、これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について審議が進められている。同作業部会が平成27年7月に取りまとめた中間まとめでは、学校は、複雑化・困難化した課題に対応し、子供たちに求められる力を身に付けさせるため、教職員が心理や福祉などの専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことが必要とされている。また、学校と地域の連携を推進するため、学校内において地域との連携の推進を担当する教職員を地域連携担当教職員(仮称)として法令上明確化することを検討するとされている。

(これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上に関する検討)

○現在、教員養成部会において、これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について審議が進められている。同部会が平成27年7月に取りまとめた中間まとめでは、学校は、「チーム学校」の考え方のもと、学校現場以外での様々な専門性を持つ地域の人々と効果的に連携しつつ、教員とこれらの者がチームを組んで組織的に諸課題に対応するとともに、保護者や地域の力を学校運営に生かしていくことが必要であること、また、新たな教育的課題に対応していくためには、保護者や地域の力を学校運営に生かしていく視点も必要であり、学校が地域づくりの中核を担うという意識を持ち、学校教育と社会教育の連携の視点から、学校と地域の連携・協働を円滑に行うための資質を養成していくことも重要であるとされている。

(小中一貫教育の制度化)

○平成27年6月、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)」が公布され、28年4月から施行される。本改正は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施する義務教育学校の制度を創設するものである。組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施す小中一貫型小学校・中学校(仮称)についても、今後、省令改正により制度化される。

○これらの制度改正の基本的な考え方は、平成26年12月、中央教育審議会答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」にまとめられているが、同答申では、小中一貫教育の総合的な推進方策として、地域ぐるみで子供たちの9年間の学びを支える仕組みとして、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを組み合わせる実施することが有効であり、中学校区内の小中学校における一体的な学校運営協議会の設置を促進する必要がある旨、提言されている。

(教育委員会制度の改革)

- 平成 27 年 4 月、教育委員会制度改革を柱とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」が施行された。新たな制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなり、同会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育等の振興を図るための重点施策等について協議を行うこととなる。
- 今後、総合教育会議の活用を始め、首長と教育委員会が共に手を取りながら、子供たちの豊かな学びと成長を一層支援していくことが重要視されており、両者のパートナーシップの構築は、学校と地域の連携・協働を推進していく力となる。

(まち・ひと・しごと創生総合戦略等の決定)

- 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特長を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成 26 年 11 月、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、同年 12 月には、同法に基づき、今後目指すべき将来の方向を提示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための目標や施策等を提示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。同戦略の中には、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育を推進するとともに、公立小中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援を行う旨が盛り込まれた。
- これに基づき、平成 27 年 1 月に策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ活力ある学校づくりを実現する観点から、市町村が、①学校統合を検討する場合の魅力ある学校づくりの一環として、統合検討プロセスから対象校に学校運営協議会を設置し、地域の意見を最大限反映させることや、②小規模校を存続させる場合の小規模デメリットの緩和策として、コミュニティ・スクールの導入を契機として学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促すなどの工夫が盛り込まれている。
- また、平成 27 年 6 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」では、学校を核とした地域力強化の観点から、全公立小・中学校において、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の取組を一層促進する旨が示されている。地方創生の実現という観点からも、これからの子供たちには、地域への愛着や誇り、地域課題を解決していく力が求められるとともに、生涯にわたる学習能力の育成の観点から学校教育を捉えていく必要がある。

2. 学校と地域の連携・協働の必要性

- 教育は、地域社会を動かしていくエンジンの役割を担っており、教育により、子供たちの一人一人の潜在能力を最大限に引き出し、全ての子供たちが幸福に、より良く生

きられるようにすることが求められている。

- 学校は、全ての子供が自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場であり、子供たちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティの拠点として、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割を果たしていかなければならない。一方、地域は実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場として、子供たちの学びを豊かにしていく役割を果たす必要がある。
- 今なぜ、学校と地域の連携・協働が必要なのか。それは、これからの子供たちには、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決する力が求められているからである。子供たちの生きる力は、学校だけで育めるものではなく、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、子供たちは豊かでたくましく成長し、心も育っていく。
- 次に、学校が抱える課題が複雑化・困難化している状況の中、困難な課題を解決していくためには、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合うことで、地域に信頼される学校づくりを進めていく必要がある。保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画することで、学校をよりよいものにしていこうという当事者意識を高め、子供の教育に対する責任を社会的に分担していくことができる。
- さらに、課題を抱えた保護者や子供の孤立化に対応する観点から、保健福祉部局等との連携を図りながら、全ての子供たちを守り、支える地域社会の在り方が問われている。個人や個々の機関だけでは対応が困難な課題についても、学校と地域の連携・協働により保護者や子供に必要な支援を行うことで、家庭や子供の変化をもたらすことにつながる。
- 地域の未来を担う子供たちの成長は、その地域に住む人々の希望である。地域社会を構成する一人一人が当事者としての役割と責任を自覚し、主体的・自主的に子供たちの学びに関わり、支えていく中で、地域住民の学びを起点に地域の教育力を再生・向上し、ふるさとに根付く子供たちを育てるとともに、地域振興・再生につなげるためにも、社会的な教育基盤を構築していく必要がある。
- こうした観点から、学校と地域は相互補完的に連携・協働していく必要がある。すなわち、学校と地域は、お互いの役割を認識しつつ、対等な協働関係を築くことが重要であり、パートナーとして相互に連携・協働していくことを通じて、社会総掛かりでの教育の実現を図っていくことが必要である。

第2節 これからの学校と地域の連携・協働の在り方

1. これからの学校と地域の連携・協働の姿

(1) 地域とともにある学校への転換

- 社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、

地域とともに発展していくことが重要であり、とりわけ、これからの公立学校は、開かれた学校から更に一步踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取組を推進していくことが必要である。すなわち、学校運営に地域の人々や保護者が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことが求められる。

- これまでの提言¹では、地域とともにある学校の運営に備えるべき機能として「熟議」「協働」「マネジメント」の三つが挙げられており、これらはこれからの学校運営に欠かせない機能として、再認識していく必要がある。

◆地域とともにある学校の運営に備えるべき機能

- ①関係者がみな当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねること。
- ②学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かって共に「協働」して活動していくこと。
- ③その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと教職員全体がチームとして力を発揮できるよう、組織としての「マネジメント」力を強化すること。

(2) 子供も大人も育ち合う教育体制の構築

- 教育の担い手となることが社会的な文化となっていくためにも、地域の一部の人々だけが参画し協力するのではなく、地域全体で子供たちの学びを展開していく環境を整えていくことが必要であり、子供との関わりの中で、大人も共に学び合い育ち合う教育支援体制の構築が必要である。
- 地域には、学校、教育機関、首長部局等の行政機関、社会教育施設、PTA、NPO・民間団体、企業・経済団体など、様々な機関や団体等がある。また、個人として学校支援ボランティアに関わっている地域の人々もいる。子供や学校の抱える様々な課題に対応していくためにも、子供たちの生命や安全を守っていくためにも、子供を中心に据え、様々な関係機関や団体等がネットワーク化を図り、子供を支える一体的な教育体制を構築していくことが重要である。学校と地域が連携・協働するだけでなく、子供を中心に据えながら、地域社会にある様々な機関や団体等がつながることで、大

¹ 「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて」（平成 27 年 3 月 コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議）、「子どもの豊かな学びを創造し、地域の絆きずなをつなぐ～地域とともにある学校づくりの推進方策～」（平成 23 年 7 月 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議）

人同士の^{きずな}絆が深まり、学びも深まっていく。

- 家庭教育の支援の観点からも、家庭教育の支援を視野に入れた地域と学校の連携が進むことで、課題を抱えた保護者に対する支援の充実につながるとともに、孤立感を抱えた保護者を含む多くの保護者に対し、学校との協働による活動に参画していく機会をつくることにつながる。

(3) 学校を核とした地域づくりの推進

- 地方創生の観点からも、地域とともにある学校づくりを進めるに当たっては、学校を核とした協働の取組を通じて、地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域の人々のつながりを深め、コミュニティの形成・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していく視点も持つことが重要である。成熟した地域が創られていくことは、子供の豊かな成長にもつながり、人づくりと地域づくりの好循環を生み出すことにもつながっていく。
- すなわち、一方的に、地域が学校・子供たちを応援・支援するという関係ではなく、学校と地域が膝を突き合わせて、互いに意見を出し合い、学び合う中で、地域も成熟化していくとともに、子供たちも総合的な学習の時間や、放課後・土曜日等の教育活動等を通じて地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待される。

2. 学校と地域の連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築

- 本節1. で示した「これからの学校と地域の連携・協働の姿」を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みを構築していく必要がある。まず、学校においては、地域とともにある学校に転換していくための持続可能な仕組みを導入していく必要がある。また、地域においても、地域社会にある様々な機関や団体等がネットワーク化を図り、子供を支える一体的な教育体制とするとともに、学校を核とした地域づくりを推進していくための仕組みを構築していく必要がある。
- 現在、学校と地域の連携・協働を推進する仕組みとして、コミュニティ・スクール²（学校運営協議会制度）や「学校支援地域本部」による様々な教育活動、「放課後子供教室」の体験活動等を行う既存の体制³がある。
- コミュニティ・スクールは、地域の住民や保護者が学校運営に参画する仕組みとして、

² 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、当該学校の所在する地域の住民や当該学校に在籍する児童生徒等の保護者で構成される委員が当該学校の運営に関して協議する機関を置く学校。

³ 国及び地方自治体で分担する補助事業「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」における学校支援地域本部や放課後子供教室等（地域コーディネーターの企画調整により地域人材の協力を得て、授業補助や学校環境整備、放課後の体験活動等、様々な教育活動の支援を実施）を行う体制。第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日）においては、これらの取組など「保護者はもとより、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制」と記載されている。また、この他、公民館等による地域課題解決等の取組を含む様々な学校づくり、地域づくりのための活動を行う体制も含まれる。

育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有するための有効な仕組みであり、学校と地域の協働の基盤となるものである。

- また、上記の地域の側^{がわ}の体制は、学校や地域の教育力を双方協働して高めるなどの目的で置かれ、地域の教育資源を組織化・ネットワーク化するとともに、様々な教育活動等を組織的に支援する有効な仕組みであり、地域の課題に向き合い解決していく住民を育てることにもつながるものである。
- 学校と地域がパートナーとして連携・協働するには、両者がビジョンを共有し、協働して子供が見える学びを展開していくことが重要であり、上記の既存の体制による取組を一層推進していくとともに、地域における様々な体制等をつなぐコーディネーターを配置する等の仕組みの構築や、既存の仕組みの更なる工夫が不可欠である。
- このような視点に立ち、「これからの学校と地域の連携・協働の姿」を踏まえながら、地域とともにある学校の在り方に関する作業部会では、これからのコミュニティ・スクールの在り方を、学校地域連携協働部会では、地域における様々な体制等の在り方を中心に審議した。(コミュニティ・スクールの在り方については第2章、地域における様々な体制等の在り方については第3章で言及)

3. 学校と地域の連携・協働を推進するための体制整備

- 学校と地域の連携・協働を一層推進していくためには、教育委員会内において、コミュニティ・スクールや学校運営改善施策を担当する学校教育担当部局と、学校支援地域本部や放課後子供教室などの施策を担当する社会教育担当部局との連携・協働体制の構築が不可欠である。
- また、首長部局等との協働は、これからの教育改革の大きな柱となるものであり、学校と地域の協働による取組は、地域のまちづくりや青少年健全育成、福祉、防災等の分野とも関連するものである。協働による取組を円滑かつ効果的に進めていくためにも、総合教育会議を積極的に活用しつつ、教育委員会と首長部局との協働体制として、部局横断で子供の育ちを総合的・一体的に支援する体制を構築していくことが重要である。
- さらに、学校と地域の双方に、連携・協働を推進する窓口となる人材を配置することで、相互の役割分担を進めながら、連携・協働体制を構築・強化していくことが必要である。(地域連携を担当する教職員は第2章、地域コーディネーターは第3章で言及)

第3章 地域の教育力の充実とそのための地域における学校との協働体制の在り方について

第1節 地域における学校との連携・協働の意義について

1. 地域の教育力に関する課題

- 現在の地域の状況を見ると、高齢化や人口減少、厳しい財政状況の中で、地域課題・社会課題が増加していることは第1章でも触れたところであるが、こうした課題が地域において解決できない要因の一つには、地域で活動してきた社会教育団体が、少子化等の影響により活動への参加者が十分に集まらないなど、その活動を縮小する傾向があり、また、従来の地縁による団体が地域において担っていた教育力が低減していることも挙げられる。
- 家庭についても、子供の教育について関心が高い家庭がある一方で、様々な状況もあり家庭教育を行うことが困難になってしまっている家庭もあり、家庭教育の二極化とも言える状況が見られる。地域で活動する側^{がわ}においては、そうした多様化する家庭の状況について理解を深めることが必要である。
- 今後、我が国の地域社会が持続的に発展するためには、一人一人がこれからの時代を生き抜く力を身につけ、社会・経済の諸分野でイノベーションを起こせる人材を育てていくことが必要である。また、各地域で住民が自立的に地域コミュニティを活性化し、各地域の地域課題を解決することが求められている。そして、これらを念頭に置いた生涯学習社会の構築を図る必要がある。

2. 地域の教育力の充実のために学校と連携・協働することの意義

- 地域が学校と連携・協働することは、子供たちの教育環境の充実に資することにとどまらず、地域がその教育力を高め、持続可能な地域づくりにもつながるものであるが、特に学校教育については、第1章でも述べたように、今後、「社会に開かれた教育課程」が必要とされており、社会教育との連携も重要とされている。
- 一方、子供たちへの教育は学校教育だけで完結するものではない。特に変化の激しい時代にあって、地域住民や企業、NPO など様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることで、将来を生き抜く子供たちに必要な知識・能力の育成につながる。
- また、地域の大人は、子供が関わる事件に際して、そのことをどこに連絡・相談したら良いのか分からないとの実態もあり、まずは気軽に子供たちに声をかけることから始めてみることも重要であり、学校と地域の連携の中で子供の様子を見守っていくことが重要である。
- これらの状況の下で、地域における学校との連携・協働を進めていく際には、子供を中心の軸において検討することが必要である。すなわち、変化の激しい社会の中で、次代を担っていく子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有して、地域社会と学校が協働して子供の教育に取り組んでいく必要がある。
- このように、子供の教育という共通の旗印の下に、地域住民がつながり、地域と学校が協働することで、従来の地縁団体だけではない新しい人と人のつながりも生まれる。さ

らに、地域社会の課題解決にも、地域の一員として学校も関わっていくことにつながる。このため、真の意味で地域と学校が協働することを目標としていく必要がある。

- 地域社会の側^{がわ}においても、これまでの単なる「学校支援」を超えた体制整備が必要であり、社会教育の実施体制を強化しつつ、それぞれの地域の状況に合ったコーディネート機能を構築するとともに、学校のパートナーとしての機能・実態を持った地域社会を維持することが必要である。
- 例えば、郷土の伝統文化や地域防災、子供との接し方など、大人が子供に教えるためには、まず大人が学ばなければならない。学校に関わることは、すなわち大人の学びが豊かになることであり、子供の教育を軸として、学校教育と社会教育は表裏一体の関係であると言える。
- そのため、社会教育施設をはじめとする学びの場やICTを活用したものも含め、多様な形態による学習機会を整備することなど、今後も社会教育の役割の重要性を踏まえた取組を推進していく必要がある。
- 地域の教育力の再生・充実は、地域の課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

第2節 地域における学校との連携・協働の現状等について

1. これまでの地域における学校との連携・協働の現状

(1) これまでの地域における学校との連携・協働の経緯等

- 学校週5日制への移行に向け、少子化の進展ともあわせて、学校と地域の連携・協働が重要になってきた。平成10年から11年にかけて改訂され、平成14年度からの学校週5日制の完全実施と併せて実施された学習指導要領では、新たに設けられた「総合的な学習の時間」等を活用して、各教科等の学習で得た知識を様々な体験活動の中で実感を持って理解することや、学び方やものの考え方を身に付けさせるなど、生涯学習の基礎ともなる「生きる力」の育成が必要とされたところである。
- 家庭や地域では、豊富な生活体験、社会奉仕体験、自然体験などを経験させ、子供たちに豊かな心やたくましさなどの「生きる力」を育むため、地域で子供を育てる環境を整備することとされ、平成11～13年度まで「全国子どもプラン」、平成14年度から「新子どもプラン」が実施され、関係府省の協力の下で、子供たちの体験活動の充実に資する各種施策が推進されてきた。
- 平成18年には、教育基本法が戦後初めて改正され、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力の重要性がうたわれた。
- 教育基本法の改正も受けて、平成19年度からは、文部科学省と厚生労働省の連携により、「放課後子どもプラン」が推進され、放課後児童クラブと連携しながら、放課後や週末等の子供たちの安心・安全な居場所を設け、全ての子供たちに学習や体験・交流活動等の機会を提供する「放課後子供教室」の取組が推進されている。
- 特に、放課後子供教室に関しては、平成26年7月に、文部科学省及び厚生労働省が策定した、放課後子ども総合プランに基づき、「女性の活躍推進のためには、共働き家庭等

の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、関係府省が連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要」として、一体型又は連携型の放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備が推進されている。

- 平成20年には、平成18年の教育基本法の改正を受け、社会教育法が改正され、放課後子供教室や学校支援地域本部の活動を念頭に置いて関係規定が新設され、取組の推進のための根拠となるべく規定の整備が行われた。
- 平成20年度からは、社会教育法の改正を受け、地域住民等の参画により、学校の教育活動を支援する仕組みであり、地域が学校と連携・協働するための活動体としての「学校支援地域本部」が推進されてきたが、その活動の企画や学校・地域との連絡調整を地域のコーディネーターが中核として担ってきた。
- また、教育基本法に基づき策定されている教育振興基本計画においても、学校支援地域本部や放課後子供教室などの取組を充実させ、地域住民等の参画による子供たちの学びを支援するための体制を全国の小・中学校区に構築することを施策目標とするなど、地域における学校との連携・協働に関する事項が、政策体系に位置付けられてきた。
- 加えて、平成26年度からは、子供たちが多様な技能や経験を持つ多くの社会人と出会う機会を作っていくことが重要との考え方から、学校の授業や希望者が参加する地域の取組において、地域の人材や企業・団体・大学等と連携した土曜日の教育活動が推進されている。
- さらに、平成27年度からは、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習環境が十分に身につけていない子供たちに対して、地域住民が参画する学習支援を充実させる必要があることから、中学生等を対象として、教員を志望する大学生や教員OBなどの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力による学習支援である「地域未来塾」の取組が推進されている。

<参考>

- ・ 近年、法令面において、地域における学校との連携・協働に関する規定が整備されてきた。平成18年の教育基本法改正では、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力について規定が創設された(第13条)。それを踏まえ、平成20年の社会教育法改正では、放課後子供教室(第5条第13号)や、学校支援地域本部の活動も含む概念としての、「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供等」(第5条第15号)が教育委員会の事務として、新たに規定された。
- ・ 教育振興基本計画においても、平成20年に策定した第1期計画では、「学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」ための施策として、「地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを育む活動の推進」が記載され、学校支援地域本部等の取組の推進が記載された。
- ・ 続いて、平成25年に策定された第2期計画においても、「^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進」という基本施策の下、「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制を、平成29年度までに全国の小・中学校区に構築する」ための取組の推進について記載された。

(3) 地域における学校との連携・協働の現状

- 平成 27 年度には、地域が学校と連携・協働して行う様々な活動の中でも、学校支援活動を行っている学校支援地域本部は、公立小中学校の 34%の約 4,200 本部である(約 10,100 校)。放課後子供教室は、公立小学校で約 14,000 教室である。土曜日の教育活動は、立小中高等学校の 35%の約 12,000 校で実施されている。
- また、保護者や地域住民が学校支援活動に関わることで、学校の教育水準の向上に効果があると回答している小中学校は約 90%とほとんどである(H25 全国学力・学習状況調査より)。
- 東日本大震災のときに、避難所となった宮城県内の中学校では、学校支援地域本部が設置されていた学校は自治組織が速やかに組織されるなど、緊急時の分担と協働作業につながり、学校の復興計画には地域との連携強化が位置付けられている。
- また、学校支援活動を各学校ごとだけでなく、幼稚園と小学校、小学校と中学校が連携・協働して中学校区全体の活動とすることで、幼稚園・小学校の連携、小学校・中学校の連携も進展してきている事例もある。
- これらを通じて、地域の高齢者や子育て経験者をはじめとする多様な人材の参画を得て、子供たちに様々な学習や体験活動を行う取組が全国各地で広まりつつある。

2. 地域における学校との連携・協働の課題

- 平成 25 年に策定された第 2 期教育振興基本計画では、今後取り組むべき具体的方策として、「全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指す」とされており、さらなる取組の充実と普及が必要である。
- 現状の活動では、それぞれの活動ごとにコーディネーターが成される状況もある。この場合、例えば、放課後の支援活動、学校支援活動、学校と連携した公民館活動等の活動が、それぞれ個別に行われており、必ずしも連携が十分でない場合も生じうる。
- また、地域のコーディネーターを始め地域の関係者と学校との情報共有が十分でないことや、それぞれの活動が関連性がなく単発で実施されてきたことなどの課題がある。さらに、コーディネーター機能の大部分を特定の個人に依存し、結果として、持続可能な体制が構築されていない場合が多いこともあげられる。
- また、これまでの活動でも、例えば、学校支援地域本部では、学校に対する支援に重点が置かれがちで、地域の振興まで意図した取組は少ない等の課題もある。

第 3 節 地域における学校との協働体制の今後の方向性について

1. 地域における学校との協働体制の目指す姿

- 第 1 章第 2 節において述べた、学校と地域の連携・協働を推進する仕組みとしての「地域における既存の体制」については、地域の実情に応じて様々であるが、今後、国全体として目指すべき整備の方向性は、地域が学校の教育活動を支援するだけでなく、地域と学校がパートナーとして、協働して子供の教育に関わることを通じ、地域振興についても推進することである。また、将来にわたり継続的に活動に取り組める体制とするこ

とが必要である。そのために、従来の活動を有機的に結びつけた発展的な仕組みづくりを、各学校区で進めていくことが必要である。

- すなわち、今後更に地域において学校と協働した活動を充実しながら、各小学校区で、それぞれの活動の連携を促進することが可能な、共通基盤となるコーディネート機能を有する体制づくりが必要である。

*このような協働体制を、ここでは「学校協働地域本部⁴（仮称）」と呼ぶことにする。

- 「学校協働地域本部（仮称）」についての特徴は、社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により緩やかなネットワークが形成された、任意性の高い団体としてイメージされるものである。一方で、地域住民が参加しやすいつながりの緩やかなものではあるが、参加者の世代交代なども経ながら永く持続していくものでもある。
- 各地域で展開されている活動の実態、組織の現状と課題から考察すると、この体制が恒常的、組織的、安定的に実質を伴ったものとして持続するためには、地域と学校が子供の育成の方針など目指すべき方向性を共有しつつ、次の3要素が必須と考えられる。
 - (1) コーディネート機能
 - (2) 活動する地域住民
 - (3) 継続的な活動の実施どのような内容の活動が行われるかは、地域の実情、本体制の発展段階に応じ、多様であるものとする。例えば、放課後子供教室から始まり、次に学校の授業の支援が加わり、更に郷土学習の共同企画や学校と地域の行事の共催等を実施するという場合もあれば、学校の環境整備や登下校の見守りから始まり、放課後や土曜日の教育に拡張する場合もある。
- 現在の機能を更に進めるものとして、学校教育部局との連携強化や、教育委員会だけではなく首長部局の各部局との連携強化を推進することが挙げられる。これにより、取組の幅が広がっていき、子供の教育内容の充実につながるものである。さらに、地域にある高等学校等と連携することは、設置者の違いを超え、高校や高校生等も協働の輪に入ってもらふことで、ネットワークのつながりが広がっていくことになる。
- また、「学校協働地域本部（仮称）」への参加者一人一人が学び合う場を持って、子供の教育や地域の課題解決に関して、共に学び続けていくことは、まさに生涯学習社会の実現のために求められることである。
- さらに、地域が学校との連携を深める中で、子供にとって、地域は学校や家庭ではない第三の場所として安心な居場所になることが考えられ、また孤立した保護者にとっても、地域における学校との連携協働体制があることで、様々な悩みなどを相談できる心の居場所となる。「学校協働地域本部（仮称）」には、子供や家庭にとってもよい関係となることが期待される。

⁴第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日）において、学校支援地域本部や放課後子供教室等の取組など「保護者はもとより、地域住民の参画により子供たちの学びを支援するための体制」を平成29年度までに全国に整備することとなっている。

2. 地域における学校との協働体制の整備の方向性

- 1. で示した地域における「学校協働地域本部（仮称）」が、早期に、全小学校区（約20,000）において構築されることを目指す。また、小・中学校のみならず、高等学校においても有効な取組であるため、高等学校も巻き込んだものとしていくことが重要である。
- 市町村としては、各学校区の活動を把握し、検証するとともに、自治体全体としての今後の推進の方向性を示していくことが重要である。
- また、このような「学校協働地域本部（仮称）」は、将来的には、子供たちを社会の主体的な一員として受け入れ、様々な実践への参加を促す機能を有する体制の構築へと進化・発展することが考えられる。
- 「学校協働地域本部（仮称）」の中で、子供も大人も加わって、ワークショップ等の手法を用いつつ、地域課題や地域の将来の姿、さらには子供たちの体験活動やキャリア教育などについて議論を重ね、評価を加え、修正を繰り返すなどして、実践を継続し、改善の方向を探ることも期待される。そのような営みによって住民の意思を作っていくことは、地域の様々な課題に対して、それを解決しつつ、地域を経営することにもつながるものである。

第4節 地域における学校との協働のための取組の推進について

1. 地域における学校との協働のための体制の整備

- 体制の整備において重要となるのは、コーディネート機能の強化である。具体的には、これまでの地域における様々な既存の体制では、地域人材が務める「地域コーディネーター」がその機能を果たしており、地域の実情に応じた様々な学校づくりや地域づくり活動等の企画調整を担っている。

（1）学校区における地域コーディネーター

- 課題でも述べたとおり、既存の体制では、多くは活動ごとに企画調整がなされるなど、効果的な連携によるそれぞれの活動の充実の視点が不足しているため、今後、地域コーディネーターの役割は、これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室など各活動ごとの担当にとどまらず、より広い視野で地域における学校との協働体制を作っていくことが必要である。
- また、地域コーディネーターによるコーディネート機能は、①地域住民が主体となって活動する場合、②PTAが主体となって活動する場合、③NPO等と協働して活動する場合、④公民館など社会教育施設等を拠点に活動する場合、など地域の実情に応じて、様々な態様がある。
- どの場合であっても、地域に根付いていく継続的な取組になることを目指すことが必要であり、たとえ地域コーディネーターを務める人物に交代があっても、「学校協働地域本部（仮称）」としては将来的にも継続した取組となるよう、都道府県・市町村教育委員会の中で、何らかの位置付けと工夫が必要である。

- 加えて、「学校協働地域本部（仮称）」の中核を担う地域コーディネーターは、様々な人々や活動をつなぐ役割が大きいですが、一方で、経験の蓄積が難しい分野でもあるため、十分な研修機会の確保などを通じて、相互に学び合うことが有効である。
- なお、地域コーディネーターは、子供の状況に触れることになるため、守秘義務を重視し、責任の所在の明確化を図る場合は、地域の実情に応じて、委嘱等の契約を行っている場合など、何らかのルールを設けることで、学校との情報共有が円滑になるのではないかと。
- また、地域コーディネーターとなる地域人材の確保は最も重要である。その際、現在あるいは過去に PTA 活動を経験した人、地域の自治会等でネットワークを持っている人、社会教育も経験されている元教職員など、地域の実情に応じて様々な人が考えられるが、地域コーディネーターを務める人に求められる資質等についての緩やかな目安など、国や都道府県等での具体的な事例収集や分析、その情報提供が必要である。

（２）市町村単位での統括的なコーディネート機能

- 市町村単位で、各小学校区の地域コーディネーターについて、ネットワーク化の促進や資質の向上、また、それぞれの地域における学校と協働した活動内容の質の向上を図るとともに、地域における学校と協働した取組について未実施である地域の取組開始を促進するため、新たに、市町村全体の学校地域協働に関する統括的なコーディネート機能が必要である。
- 統括的なコーディネート機能は、例えば、地域における学校と協働した取組をこれから開始する地域への新たな「学校協働地域本部（仮称）」の立ち上げの助言や先行事例の提供を行ったり、既に取組を行っている学校区の地域コーディネーターのリーダー的存在として、それぞれの地域の定着の度合いの違いなど実情に応じた活動活性化のアドバイスやモデル事例の紹介を行ったり、研修の企画・実施などによる地域コーディネーターの資質向上を進めるものである。
- また、各学校区で活躍する地域コーディネーターの確保と同じく、こうした市町村域を統括的にコーディネートする役割を担う地域人材の確保も重要である。その際、こうした役割を担う人材は、既に地域コーディネーターを務めた経験のある人材などが考えられるが、求められる資質等については、地域における学校との連携・協働による活動への深い関心と理解を有するとともに、他の地域コーディネーターを含めた関係者からの信望も厚く、地域課題についての問題提起、整理、解決策の構築等を仲間とともに進めることができるファシリテート能力に^た長けている、などの望ましい条件が挙げられるが、その目安などについては、地域コーディネーター等と同じく、国や都道府県等での具体的な事例収集や分析、その情報提供が必要である。

2. 地域における学校との協働による活動の充実

（１）今後求められる活動内容等

- 地域における学校と協働した活動の「内容」は、現状では、授業の補助として、大勢の地域人材の一斉支援によるドリルの丸付け補助や、地域人材の得意分野を生かした書道や家庭科の裁縫などの個別支援などが行われており、また、放課後や土曜日等では、例えば、読み聞かせ、昔遊び、実験・工作教室、自然体験活動、スポーツ・文化活動や地域の伝統芸能などのほか、宿題や基本的な学習習慣づくりなどが行われている。今後はさらに、活動に参加する子供の発達段階に応じつつ、例えば、より発展的な内容、自ら企画して行うもの、将来の職業に参考となるキャリア教育、地域の大人と協働する地域活動への参加など、豊富な内容としていくことが考えられる。
- なお、その活動「時間帯」は、学校の授業への協力のほか、平日の学校の放課後や登下校中等の時間帯、土曜日、日曜日、長期休業中等が挙げられる。
- 活動に参画する「子供」については、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専修学校などの幼児・児童・生徒が考えられ、これからの地域を担う一員としての観点からは、特に中学生や高校生等の参加が重要である。
- その際、例えば、共働きなどで留守家庭の子供、経済的な事情や家庭の事情などで家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする子供への学習支援や体験活動の機会の充実も重要である。このことにより、子供の学習する環境が整い、学習習慣が身につけていくことで、多くの子供を見守り、育てていくことにつながるとともに、孤立してしまう保護者も、「学校協働地域本部（仮称）」があることで、気軽に悩みを相談しやすくなるなど、家庭教育への重要な支援となる。
- 活動に参画する「大人」については、保護者、社会教育団体、地域の自治会、NPO 等や青年会議所、商工会等の団体、大学や専門学校などの高等教育機関、学校の元教職員や自治体の元職員等の協力を得ることが挙げられるが、幅広い人々で取り組むことが重要である。これからは、多様な職業体験、生活体験を経た 60 代後半以上の人々が増えていく時期でもあり、多くの人々が学び合いながら、地域の教育活動に参画していくことが望まれる。
- なお、子供たちの教育に対する責任を社会的に分担する観点から、放課後の時間帯や土曜日、日曜日、長期休業中などに行われる地域における活動については、基本的には、地域が主体となって行っていくべきものである。教職員の多忙化が大きな課題となっている状況の中で、こうした活動について地域と学校が情報を共有することは重要であるが、教職員が子供と向き合う時間を確保する観点等からも、教職員が様々な地域活動に参加し地域課題の解決に取り組むことを過度に求めていくことのないよう十分に留意する必要がある。

（２）活動場所の確保等

- 地域における学校との協働による活動の場所は、「放課後子供教室」など学校の教室やグラウンド等で実施する方が適当と考えられるものの他、学校外で行うことが適当なものもあるが、いずれにしても、その趣旨、内容に応じて最も適切な活動場所を確保することが求められる。

- 学校内の施設で活動を行う方が適当と考えられるものについては、①施設整備面での工夫、②余裕教室の活用など施設の有効利用を図ることによる工夫、③施設管理面での管理責任などの課題の解決を図るための行政側でのモデル例の提示などの工夫、について、積極的に教育委員会や学校と「学校協働地域本部（仮称）」が連携・協働して行うことが求められる。
- 特に、上記③については、既に活動を学校内の施設を利用して行う場合の管理責任を学校に委ねるのではなく、教育委員会の責任とすることを明確にするといった工夫を行っている事例も見られるところであり、こうした事例を他に情報提供することも有効であると考えられる。
- なお、学校外で活動を行う場合の活動の場所は、公民館などの社会教育施設や、児童館その他の公共施設、商店街など、地域との協力の下で様々な場合が考えられ、活動場所を広げることは、活動内容の充実にもつながるものである。

（3）幼稚園、高等学校、特別支援学校、高等専修学校の特性を踏まえた取組の推進

- 高等学校や特別支援学校、高等専修学校については、小中学校と比べると地域の概念が格段に広いが、社会全体で子供たちを育むことの重要性はどの段階でも変わらないことから、学校種の特長を生かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階等に応じて、地域における学校との協働体制を構築する必要がある。
- 幼稚園については、地域との協働による幼児期の豊かな体験活動の充実、保護者も参加する小学校との円滑な接続に向けた取組の充実、近隣の地域との協働による保育所との円滑な連携の推進等が期待される。また、平成27年4月からは、幼児期の学校教育・保育の質の向上を始め、預かり保育や子育て相談などの地域の子供・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が開始されており、こうした新制度の取組を進め、幼児期の子供一人一人の健やかな成長を着実に支援するためにも、「学校協働地域本部（仮称）」における幼稚園等との連携・協働体制の構築を進めることが重要である。
- 高等学校等については、今後望まれる学習活動である「⁵アクティブ・ラーニング」の有効な展開の観点からも、「学校協働地域本部（仮称）」との連携・協働体制の構築を進めることが重要である。こうした体制構築が進むことにより、高校生等が地域の商店街や企業等と連携し、地域課題の解決に参画する取組が進めば、キャリア教育の推進や地域貢献にも繋がる^{つな}とともに、地域に愛着を持ち、自分が学んだ地域で働きながらその地域を活性化していくことに繋がっていくことも期待される。
- 特別支援学校については、当該学校に通う子供が自立し社会参加できる環境の充実には、保護者のみならず、地域、医療、福祉等の関係機関との連携が必要であり、ここでも「学

⁵中央教育審議会教育課程企画特別部会の論点整理では、アクティブ・ラーニングの意義として、「思考力・判断力・表現力等は、学習の中で（中略）思考・判断・表現が発揮される主体的・協働的な問題発見・解決の場面を経験することによって磨かれていく。身に付けた個別の知識や技能も、そうした学習経験の中で活用することにより定着し構造化されていき、ひいては生涯にわたり活用できるような物事の深い理解や方法の熟達に至ることが期待される」などが挙げられている。

校協働地域本部（仮称）」との連携・協働体制の構築を進めることが重要である。

- なお、今後このような学校種との連携・協働による地域活動を充実していくに当たり、地域においては、「学校協働地域本部（仮称）」の活動を通じて、幼稚園、小中学校、高等学校等、特別支援学校の各段階の学習を全体的に理解する視点を持つことが重要である。
- こうした視点を持つことにより、例えば、「高等学校でこのような学習が成り立つためには、小中学校段階で、このような活動が必要であり、また、地域と連携・協働した支援活動は、子供たちが地域に目を向けるようになり、将来的に必ず自分たち地域に返ってくるものである」という関連性が理解されるようになり、地域住民のモチベーションが高まるとともに、活動の充実に結びつくものである。

（４）子供たちの抱える課題への対応や、家庭教育支援の充実等のための地域における学校、福祉等との連携

- 地域が学校との連携を深める中で、地域は、子供にとって、学校や家庭ではない第三の場所として安心な居場所になることが考えられる。
- 地域における学校との「学校協働地域本部（仮称）」には、直面する子供たちの課題等にもよるが、教育関係者のみならず福祉、医療の関係者との連携強化や、孤立しがちな保護者の支援という観点からも、地域の人材で構成する家庭教育支援チームと連携していくことが重要である。「学校協働地域本部（仮称）」の中に家庭教育支援の機能も組み込むことで、家庭教育支援の充実を図るとともに、学校支援の観点からも、困難を抱える保護者への対応の充実を図ることが可能となる。また、孤立しがちな保護者が学校支援などの地域と学校が連携・協働した活動に参画するよう促し、実際に活動に関わることで、こうした保護者が前向きになり、家庭教育の充実につながることも期待される。
- 一方、保護者が主体的な家庭教育ができるよう、家庭教育支援チームによる学習機会や情報の提供、様々な相談への対応、地域における居場所づくり、更に訪問型の家庭教育支援等の取組を推進することが重要である。

第5節 国、都道府県、市町村による推進方策について

- 都道府県・市町村教育委員会において、域内全体の地域における学校との「学校協働地域本部（仮称）」の企画・立案を担い、社会教育の立場で、施策実施を支援する職員を、新たに明確化することが必要である。
- これまで述べてきたような、新たな地域における学校との「学校協働地域本部（仮称）」やその活動を推進していくために、国においては、必要な制度の整備や、財政上の支援措置を充実していく必要がある。また、国、都道府県、市町村それぞれが連携して、今後、このような取組を実現していくための施策を充実する必要がある。

第4章 コミュニティ・スクールと地域における学校との協働体制の効果的な連携・協働の在り方について

- ここまで、第1章では、今後の教育改革や地方創生の動向等や学校と地域の連携・協働の必要性とともに、これからの学校と地域の連携・協働の姿を示した。そして、その理想的な姿を実現していくための組織的・継続的な仕組みとして、第2章では、コミュニティ・スクールの在り方について、第3章では、地域における学校との協働体制の在り方について、それぞれ、今後期待される方向性などについて論じてきた。
- 本章では、第2章及び第3章で提言したそれぞれの仕組みについて、今後の取組における連携強化や一体的な推進の姿について提言する。
- 第2章で述べたとおり、コミュニティ・スクールは「地域とともにある学校」へと転換していくために有効な仕組みであり、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進していく役割を明確化するとともに、その役割を具現化する機能として、地域等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行える仕組みとしていくことが提言されている。地域とともにある学校として、より多くの地域の人々が学校運営に参画し、協働による取組を展開していくためにも、学校支援地域本部等の地域における学校との協働体制との連携を強化していくことが有効である。
- また、第3章で述べた学校と地域の協働体制については、「地域がきっかけをすることで、子供たちが学習を進化させることがあり、大人と子供が一緒になって地域課題について語り合える場を創ることが重要」という声もあり、社会教育の実践の場の充実を実現する体制でもある。特に、これから望まれる地域における学校との協働体制（「学校協働地域本部（仮称）」）が、コミュニティ・スクールとも連携・協働することにより、学校教育を含めた子供たちの教育の質を格段に向上させることなども期待される。
- このように、子供たちのために、また、地方創生の実現のために、コミュニティ・スクールの機能、「学校協働地域本部（仮称）」の機能のそれぞれを大切にしつつ、両者が相互に補完し高め合う存在として効果的に連携・協働し、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、こうした動きが進むことにより、コミュニティ・スクールと「学校協働地域本部（仮称）」の相互の体制整備が進むことにつながる。
- さらに、コミュニティ・スクールや学校協働地域本部（仮称）の推進に当たって重要なことは、学校と地域の特色を生かし、学校と地域が共に考え、地域全体が当事者として参画していくことであり、学校と地域が協働して行う企画運営や活動を大切にしていくことである。
- そのための方策としては、例えば、それぞれの活動の企画等の段階から、双方の運営方針や取組計画等を共有したり、互いの取組の充実や重複を避けるための提案をしたり、しっかりと「ふだんからの情報共有」を行うことが有効である。
- また、地域における学校との協働体制において中核となる地域コーディネーターが、学

校運営協議会の委員も同時に務めて、地域における学校支援や学校運営に関する協議に参画したり、学校運営協議会の運営の中核を担ったりする一方、学校運営協議会の委員が、地域における学校との協働体制における企画調整担当も同時に務めて、社会教育における地域貢献活動の企画運営やその実施に参画するなど、それぞれの経験や考え方を、お互いの発展のために生かす「人的配置の工夫」も有効である。

○また、ある自治体では、市内の全中学校区に青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図ることを目的とした会議（地域青少年育成会議）を、市内全校に学校運営協議会を設けた上で、両者が目指す子供像を共有し、両輪となって活動する工夫として、地域青少年育成会議の事務局が学校運営協議会の事務局も兼ねる工夫を行っている。このように、両者の緊密な連携による効果的な運営の観点から、例えば、「学校協働地域本部（仮称）」の事務局と学校運営協議会の事務局を兼ねるようにすることも考えられる。

○特に、「学校協働地域本部（仮称）」において中核を担う地域コーディネーターについては、第2章で触れた学校側の窓口である「地域連携の推進を担当する教職員」との連携の強化を図ることが重要である。

○また、第1章では「チームとしての学校の在り方の検討」が進められていることについて触れたが、「チーム学校」を支える観点からも、「学校協働地域本部（仮称）」の整備を促進するとともに、地域における学校と連携・協働による取組を総合的に進めていく必要がある。

○なお、これらの今後の整備・発展が望まれる様々な体制における効果的な連携・協働を推進する上で重要なのは、「地域でどのような子供を育てていくのか、どのような地域をつくっていくのか」というビジョンであり、それを創り上げていくプロセスである。

○これには、コミュニティ・スクールや「学校協働地域本部（仮称）」といった特定の体制における連携・協働の視点だけでなく、そのような体制を包含する「学校と地域」がどのように連携・協働していくか、という大きな視点が欠かせない。

○その上で、このような視点に立って、学校と地域がビジョンを共有した上で、協働による取組を積み重ね、大人も子供も学び続ける社会を共に創っていく必要がある。

○そして、主体性を持った社会の担い手育成と、あらゆる世代が一体となった地域活性化の両立を目指していくことにより、地域住民の主体的な参画による、子供たちの生きる力の育成と地方創生の実現につなげていく必要がある。